

## 令和4年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」募集要項

### 1. 事業概要

- 事業の目的：学部学生の独創的かつ意欲的な自主研究を奨励することを目的とします。
- 研究活動実施期間：令和4年7月1日（金）～12月16日（金）  
※予算執行可能期間も令和4年7月1日（金）～12月16日（金）とする。
- 自主研究奨励費：最大40万円  
（\*1件あたり5～40万円の範囲で設定すること。）

### 2. 医学部医学科 募集方針

医学部医学科では、地域医療に貢献する人材や、世界をリードする医師・研究者を養成することを教育目標としています。この人材育成の理念に合致する国際医療や地域医療に関することをテーマに募集を行います。

### 3. 申請方法

- 応募資格：学部1年～3年の個人又はグループ  
（学生の所属学部は問わない。ただし、代表は医学部医学科の学生であること。）  
※同一人物が個人・グループで重複して申請することはできません。  
※アドバイザー教員は、医学系研究科所属の専任、もしくは生命機能研究科・連合小児発達学研究科所属で医学系研究科兼任の、教授、准教授、講師、助教に限ります。
- 募集期間：令和4年4月1日（金）～5月20日（金）
- 募集テーマ：世界に通じる医学・医療に関する自主的な研究・活動・貢献  
※当該研究が「卒業にかかる単位を修得するための研究」（卒業研究等）でないこと。  
※MD研究者育成プログラムや基礎配属で行う研究ではないこと。  
※教室で実施している研究ではないこと。
- 提出書類：様式2「学部学生による自主研究奨励事業」申請書・研究計画書  
学外活動計画書（該当する場合のみ）（任意様式）
- 提出期限：令和4年5月20日（金）15時 厳守
- 提出及び問合せ先：医学系研究科 教務課学生支援係  
連絡先 Tel 06-6879-3344  
E-mail i-kyomu-gakuseishien@office.osaka-u.ac.jp

### 4. 選考結果の発表

- 令和4年6月中旬
- ※選考結果の通知は直接、申請者に送付します。
- ※採択された研究は、大学HPに公表（研究テーマ、研究代表者及び共同研究者所属・氏名、アドバイザー教員所属・氏名）します。

### 5. 経費の管理・執行方法について

- 様式3「経費使用の手引き」を参照のうえ、アドバイザー教員の指導に従ってください。
- ※予算配分先：アドバイザー教員が所属する教室に配分する
- ※予算執行手続：学生とアドバイザー教員が研究計画を相談のうえ、アドバイザー教員が行う

## 6. 研究成果の報告等

### ■ 研究成果報告書・実績報告書の提出

- 提出期限 : 令和4年12月16日（金）17時 厳守  
提出先 : 医学系研究科 教務課学生支援係  
提出報告書 : 様式6「学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書」  
様式7「学部学生による自主研究奨励事業実績報告書  
（収支決算報告書、支出内訳書）」

※ 詳細は様式4「研究成果報告書・実績報告書の提出について」を参照してください。

### ■ 研究成果発表会の実施

- 日 程 : 令和5年2月中旬 詳細が決定次第、お知らせします。  
場 所 : A 講堂（医学部講義棟）(予定)

※最優秀研究に選抜された研究グループについては、令和5年度いちょう祭開催日（予定）に実施する「全学選抜自主研究成果発表会」に出場していただきます。

全学選抜自主研究成果発表会の詳細は後日お知らせします。

## 7. 個人情報の取扱い

- 申請書に記載された個人情報にかかる事項については、大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」にかかる業務において使用します。
- 大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」に採択された際には、大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」及び本学の広報活動等を目的として、研究テーマ、所属学部・学科、学年、氏名及び活動報告等を公表することがありますので、予めご了承ください。

## 8. 留意事項

- 申請にあたっては、研究上の指導及び奨励費の執行をしてもらうアドバイザー教員の設定が必要となります。指導を受けたい教員に様式10「先生方への協力をお願い」を手渡し、また、自身の研究内容を説明し、アドバイザー教員を引き受けてもらえるよう依頼してください。
- 本事業により海外渡航をする場合は、「留学生危機管理サービス（OSSMA）」への加入及び海外渡航届システムの利用を義務付けます。※詳細は様式9「海外渡航に際しての留学生危機管理サービス（OSSMA）への加入及び海外渡航届システムの利用について」を参照してください。
- 海外へ渡航する場合、採択後渡航先機関受入責任者からの受入承諾書と、誓約書の提出を義務付けます。提出がない場合は渡航を認めないことがあります。